

令和5年度平群町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針について

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり本町の調達推進方針を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本調達方針は、本町のすべての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び障害者基本法に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- (2) 障害者優先調達推進施行令に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく子会社の事業所
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
重度障害者多数雇用事業所の要件（以下のすべての要件を満たす事業所）
 - ① 障害者の雇用者数5人以上
 - ② 雇用障害者数の割合が労働者数の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

イ 在宅就業支援団体 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達の対象品目等

本町が障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等という。）から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

（印刷・製本・文具・紙製品、木工製品、縫製品、陶器、食品類、その他障害者就労施設等が提供可能な物品）

(2) 役務

（除草業務、清掃業務、封入・発送業務、音響サービス業務、その他障害者就労施設等が提供可能な役務）

6 調達目標額

令和5年度の調達目標額は、390,000円以上とする。

7 調達目標の推進方法

(1) 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集し、これらの情報に基づき町内各課に対して優先調達を依頼する。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の随意契約の規定を活用し障害者就労施設等からの調達を推進する。

8 調達推進方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を作成し、又は見直したときは、ホームページ等で公表する。

(2) 調達実績は、ホームページ等で公表する。

9 担当課

本方針の担当課は福祉こども課とする。